

ふじみ野市総合交通計画策定に伴う協議会規約の改正について

1. 総合交通計画

◎本市の『交通政策』に関連する以下の計画(①～③)を合わせ、交通施策に関する統一的な基本方針とその取組を定めた「**総合交通計画**」を策定する。

- ①. **都市交通マスタープラン**・・・将来の交通体系(道路ネットワーク、公共交通、交通結節点)の方針
- ②. **自転車ネットワーク計画**・・・利便性の高い自転車通行空間を構築するための方針
- ③. **地域公共交通計画**【未策定】・・・持続可能な公共交通網の形成を目指す基本的な方針

☑都市交通マスタープラン及び自転車ネットワーク計画は、策定から約10年が経過し、見直しが必要。

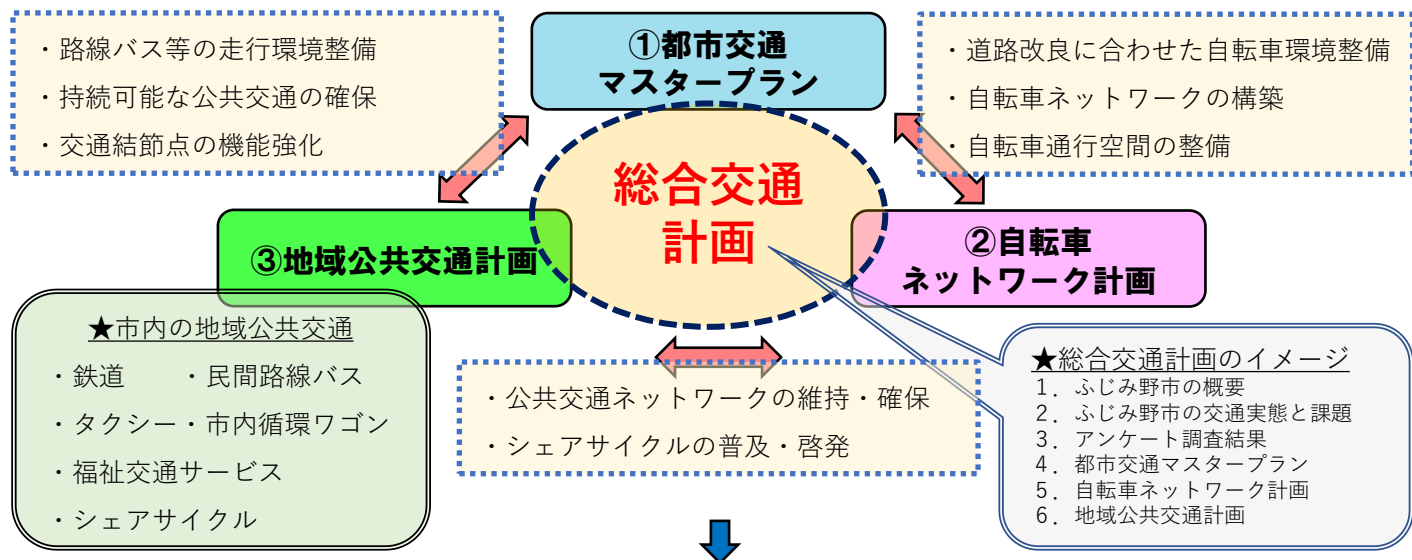
☑地域公共交通計画は、法律(活性化再生法)により策定が努力義務とされている法定計画である。

➡「**地域公共交通活性化協議会**」の協議を経て策定する必要がある。

➡協議会規約を改正(令和2年の活性化再生法の改正に伴う計画名称の変更)資料1-2、3

『**地域公共交通網形成計画**』 ⇒ 『**地域公共交通計画**』

2. 計画のイメージ



「**総合交通計画**」に定めた取組(指標)に基づき交通政策及び交通安全に関わる事業の推進を図り、将来構想に掲げる「**快適で便利なまち**」を目指す。

3. 計画策定スケジュール

●令和8年度 ⇒ 総合都市交通体系調査

➡計画策定の基礎資料となる交通実態調査や公共交通に関わるアンケート調査の実施

- アンケート調査
- ①市内無作為抽出による3,000世帯を対象
 - ②公共交通(鉄道、民間路線バス)の利用者を対象

●令和9年度、令和10年度 ⇒ 総合交通計画策定

➡各計画の素案作成、項目ごとに検討委員会や活性化協議会に諮り段階的に計画をつくり上げ、パブリックコメントを経て計画を策定

→活性化協議会 2年間は計画に係る協議 2回追加予定(通常開催と併せ 年/4回)